

ごみ有料化 2022年4月1日 スタート

ご家庭の皆さまへ

- 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」が有料化の対象です。市の指定袋で出し
てください。
- 指定袋に入っていないごみは収集しません。(ただし、落ち葉・草・燃やせるごみに
該当する枝幹や紙おむつなど無料で出せるものもあります。)



事業者の皆さまへ

- 地域の集積場所は、家庭ごみのために設置されたものです。利用する際には、自治会の承諾
が必要です。
- 出せるごみは「燃やせるごみ」のうち「一般廃棄物」に該当するものです。事業者用の指定袋
に記名して出してください。
- 1回に出せるごみの量は40ℓまでです。

お問い合わせ窓口
資源循環課 ☎0467-82-1111(代)

制度の
詳細はコチラ

